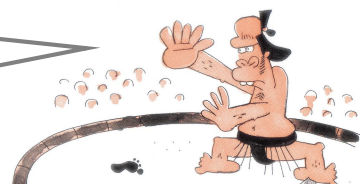


ご融資が決まったら
ぜひご利用ください。



松江市から

信用保証料助成のご案内

松江市では、雇用の創出・維持・拡大と産業の活性化支援を行うため、松江市の指定する制度融資を利用された方が、**島根県信用保証協会**に対して支払われた**信用保証料の一部を助成**しています。

1. 松江市指定の制度融資

(保証料受入日が令和8年4月1日以降のものに適用)

融資の種類	資金名	資金の用途	補給対象経費の範囲		補給率	補給上限額
			補給対象	保証料率の範囲		
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	設備資金 運転資金	信用保証料の 一括払い分 または 分割払いの 初回分	責任共有制度対象外のもの 1. 1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0. 95%以下の部分	1/3	【資金使途】 〈設備〉 30万円 〈設備及び運転〉 30万円 〈運転〉 10万円 〈借換〉 10万円
	小規模企業育成資金・ 小規模企業特別資金				【資金使途】 〈設備〉 1/3	
	経営改善サポート資金				〈設備及び運転〉 1/3	
	一般資金	設備資金 運転資金 借換資金			〈運転〉 1/6 〈借換〉 1/6	

※計算により生じた千円未満の端数は切り捨てになります。

※早期完済により保証料還付を受けられると、補助金の返還を求める場合があります。

2. 手続の流れ

- (1) 規定の保証料を島根県信用保証協会にお支払いください。
- (2) 信用保証協会から保証料受入証明書が送付されます。
- (3) [1]補助金交付申請書兼請求書、[2]市税に未納のない証明(市民課証明発行窓口、各支所市民生活課窓口で発行)に保証料受入証明書、[3]振込先金融機関口座を確認する書類の写しを添えて商工企画課に速やかに提出ください。
- (4) 審査のうえ商工企画課から補助金等交付決定通知書兼確定通知書を送付します。
- (5) 補助金を指定口座にお振り込みします。

※ 申請書の受付期間は、保証料受入日の属する年度末日までです。ただし、受付期間を延長する場合があります。

お問い合わせは
松江市 商工企画課
TEL:0852-55-5208
FAX:0852-55-5553